

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日)

目次

- ◇ 告示 鳥取県家計調査要綱
保険医等の登録
土地改良事業の認可 (二件)
- ◇ 公安告示 昭和四十三年三月鳥取県公安委員会告示第十五号の一部
改正
- ◇ 内水面漁場管理委告示 いわな及びやまめの採捕の禁止

告示

鳥取県告示第三百三十号

鳥取県統計調査条例 (昭和二十五年三月鳥取県条例第七号) に基づき、鳥取県家計調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十八年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県家計調査要綱

一 調査の目的

この調査は、本県における農家、林家及び漁家以外の世帯の家計収支の実態をとらえ、県民所得の推計及び諸種の施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

この調査は、本県における農家、林家及び漁家以外の世帯のうち、別に定める抽出方法によつて選定した二百五十二世帯について行なう。

三 調査事項

この調査は、次の事項について行なう。

- 1 勤労者世帯については、家計上の収支に関する事項
- 2 勤労者世帯以外の世帯については、家計上の支出に関する事項
- 3 世帯員及び住居に関する事項

四 調査の期間

毎年九月一日から十月三十一日までの二箇月間とする。

五 調査の方法

三の調査事項中1及び2は被調査者が所定の家計簿に記入する方法で、3は調査員が被調査世帯に対して質問し、その結果を世帯票又は準調査世帯票に記入する方法で行なう。

六 市町村長に対する事務の委任

この調査の事務のうち、調査員の指導監督並びに調査票の収集及び審査は、各市町村長に委任して行なう。

七 調査に係る書類の提出期限及び提出先

次に定めるところにより、市町村長を経由して知事に提出する。

- 1 家計簿 調査した月の翌月十五日まで
- 2 世帯票 二部のうち一部は十月十五日まで、一部(調査員用)は調査終了後の所定の日まで
- 3 準調査世帯票 十月十五日まで
- 八 結果の公表

この調査の結果は、鳥取県発行の「統計月報」により公表する。

鳥取県告示第三百三十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十八年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
高 田 晃 平	鳥医第一、七五七号	昭和四十八年四月二十三日
松 永 央	" 一、七五八号	"
龍 原 徹	鳥薬第 二七五号	"

鳥取県告示第三百三十二号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良(大瀬地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年五月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十三号

岩美町長から申請のあつた町営土地改良(大谷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年五月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十九号

昭和四十三年三月鳥取県公安委員会告示第十五号(道路交通法第百四条第四項及び第百七条の五第三項の規定による医師の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十八年五月十一日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一の表中

吉岡 千尋

精神神経科

医療法人寿生会
幡 病院

鳥取市雲山五七

を

幡

碩之

精神神経科

医療法人寿生会
幡 病院

鳥取市雲山五七

に改

める。

四の表中

前山 巖

整形外科

鳥取大学医学部
附属病院

米子市西町三六の一

を

高島 義頭

整形外科

医療法人育生会
高島病院

米子市西町六

に改

める。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、いわな及びやまめの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和四十八年五月十一日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

一 禁止区域

天神川支流 下畑川

二 禁止期間

昭和四十八年五月十一日から昭和四十八年八月三十一日まで及び昭和四十九年三月一日から昭和四十九年三月三十一日まで